

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付について

高等職業訓練促進給付金を受給して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金、就職準備金を貸付けることにより、養成機関での修学を容易なものとし、資格取得を促進することにより、ひとり親家庭の自立の促進を図るものです。

◎ 貸付対象者

次の①及び②に該当する人

- ① 島根県内に住民登録をしている人で、「高等職業訓練促進給付金」を受給している人。
- ② 養成機関での課程修了後、島根県内において、取得した資格を必要とする業務に従事しようとする人。

※平成28年4月に養成機関に在学している人から適用されます。

※ただし、以下の貸付金等とは併用できません。

- ・ 専門実践教育訓練給付金（ハローワーク）
- ・ 保育士修学資金貸付事業
- ・ 介護福祉士等修学資金貸付事業



◎ 貸付金の種類と貸付額

入学準備金・・・50万円以内 就職準備金・・・20万円以内
※連帯保証人がいる場合は無利子。いない場合は有利子（年1.0%）



◎ 返還免除

養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、島根県内において取得した資格が必要な業務に従事し、5年間引き続き業務に従事したときは、返還を免除します。

◎ 申請書類等

入学準備金	就職準備金
<ul style="list-style-type: none">・ 在学証明書	<ul style="list-style-type: none">・ 卒業証明書・ 取得した資格を証明する書類
<p>〈共通して必要な書類〉</p> <ul style="list-style-type: none">・ ひとり親家庭職業訓練資金貸付申請書（様式第1号）・ 高等職業訓練促進給付金の支給決定通知書の写し・ ひとり親家庭職業訓練資金貸付における個人情報の取扱い同意書（様式第2号）・ 世帯全員の記載のある住民票	



※その他、ご不明な点等ありましたら、下記にお問い合わせください。

問い合わせ・申請書提出先

〒690-0011

松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根5階

島根県社会福祉協議会 福祉資金係

TEL：(0852) 32-5953

